

2021年3月25日

少年法等一部改正案

立憲民主党・無所属 池田真紀

立憲民主党の池田真紀です。

会派を代表し、議題となりました少年法等の一部を改正する法案について質問いたします。

まずは1点、武田総務大臣に伺います。一昨日の本会議で昨年11月11日の関係業者との会食において事前に会費設定をしていた、即ち割り勘会食の取り決めをしていた、とは答弁なされませんでした。武田大臣はこの日以外でも会費設定のない関係業者との会食の誘いを受けていたのでしょうか。そうだとすればその事自体が大臣として著しい倫理規範の欠落である事を強く指摘させていただきます。ご答弁下さい。

（総務大臣）

【河井事件】

一昨日、元法務大臣の河井克行衆議院議員の辞職の意向が示されました。

河井元大臣は神父の助言で罪を認め、議員辞職決断したと公判で述べていますが、本来であれば、自民党の総裁や幹事長などがもっと早く助言して議員辞職させるべきでした。そもそも1億5000万もの自民党からの資金提供が案里氏の選挙の際に行われたことです。

しかもその中には税金を原資とする政党交付金も含まれています。自民党の提供した資金により河井夫妻に選挙買収が行われていたとの供述調書も裁判で提出されています。河井元大臣の辞職につき二階幹事長は「他山の石にしたい」と述べていますが実態は「同じ穴のムジナ」と言わざるをえません。

他にも違法接待などの政・官・業の癒着、前経済産業大臣の選挙区内への香典問題など違法行為が後を絶ちません。コロナ禍で経営も家計も厳しい国民から憤りの声や政治不信の声が届いています。どうして元法務大臣はじめ、法を守るべき立場の者が簡単に法を冒すことが起きたのか、法務大臣の見解をお聞かせください。

〈法務大臣〉

また、併せて案里氏の当選無効を受けて行われる再選挙において、買収資金を受けた者の刑事処分が保留となっている地方議員らが選挙運動を行うことは公職選挙法上、問題ないのか。公職選挙法を所管する総務大臣からお答えください。

〈総務大臣〉

【立法事実】

それでは、まず、本改正案の立法事実を確認します。

少年の犯罪動向を見ますと、少年による刑法犯の検挙人員は、昭和58年の31万7千人余りをピークに、減少傾向が続き、令和元年には3万7千人余りと戦後最少を更新しています。

少子高齢化によって、少年の人口も減少していますが、少年人口10万人当たりの人口比を見てみると、昭和56年の1,721人に対して、令和元年には332人と少年人口の減少以上の減少傾向を見せており、少年人口の減少だけが少年犯罪の減少の理由ではないことは明らかです。

また、少年犯罪の凶悪化についても、少年の検挙人員で見ると、殺人が平成元年の119人に対し、平成30年は38人、強盗が平成15年の1,847人に対し、平成30年は271人、放火が平成15年の274人に対し、平成30年は69人、強制性交等が平成元年の451人に対し、平成30年は171人となっています。このように、少年の凶悪事件も明らかに減少しています。

現行の少年法は、少年事件の全てを家庭裁判所に送致し、そこで、少年の成育歴、家庭環境、障害の有無、程度などを詳細に科学的に調査し、その少年の問題性を明らかにした上で、その問題性に応じた処遇を行うという仕組みとなっています。

このような現行の少年法の機能は、少年の改善更生、立ち直りに高い効果を上げていると評価されているところです。

そこで、少年犯罪が減少している現状、現行の少年法が高く評価されている現状を踏まえ、いま、なぜ、少年法を改正しなければならないのか、大臣の見解を伺います。

また、高く評価されている現行の少年法の機能が本改正案によって、損なわれることはないのか、あわせて伺います。

(法務大臣)

【逆送の範囲】

次に、原則送致対象事件の特則について伺います。

「特定少年」に対する原則検察官送致対象事件の規定の仕方を個別の犯罪の性質を特定した限定的な基準ではなく、「死刑又は無期懲役若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁

錮に当たる事件」として法定刑により一律に拡大するのはなぜでしょうか。短期 1 年以上の懲役、禁錮に当たる罪の少年事件の処理における問題点は何か。

原則検察官送致対象犯罪の拡大した本改正案 62 条 2 項 2 号の規定により検察官送致され起訴される事件のうち実刑率はどのくらい見込めるのか。執行猶予が付されて社会に戻る人への再犯防止策は何か。大臣に伺います。

(法務大臣)

【少年院での処遇】

本改正案では、保護処分の特例として、18歳、19歳の少年、特定少年に行う保護処分は、その少年が抱える問題性ではなく、「犯情の軽重を考慮して」、処分内容やその期間を定めるとしています。

例えば、現行の少年院での処遇の効果を見ると、少年院を出た少年が5年以内に再度、少年院や刑務所に入る割合は22.7パーセントであるのに対して、刑務所出所者が5年以内に再度、刑務所に戻る割合は37.5パーセントとなっています。

このように、再犯防止という観点からも、少年院の処遇は評価されています。当該少年の問題性ではなく、犯情の軽重を考慮して収容期間を定めるという今回の改正によって、少年の改善更生、立ち直り、再犯防止という点で効果を上げている少年院の処遇が中途半端なものとなるのではないかと懸念が示されています。

本改正案で、特定少年への保護処分に「犯情の軽重を考慮して」上限を画した理由は何でしょうか。

また、少年院での処遇の機会が狭まることに対する懸念に、どのように応えようとするのか、大臣の見解を伺います。

(法務大臣)

そもそも少年院では、教育程度も中卒や高校中退などが多数を占めています。高卒認定試験をとることや、就労できるよう大型特殊自動車運転免許や電気工事士などの資格取得なども力を入れています。また、女子少年に共通する課題に対応するアサーショントレーニングなどの対応が定着しつつあります。私の地元北海道では浦河べてるの家の当事者研究も取り入れて社会生活を送る上で自己覚知やSOSの出し方などの自らの弱さや力を発見しながら研究しています。

他方、児童福祉法に基づく様々な施策では、原則 18 歳までだった児童養護施設の入所や 20 歳までだった自立援助ホームの利用も22 歳まで引き上げられました。

それは法の目的を達するためで、もともと民法とイコールにはなっていません。

再犯・再非行のためを考えれば、少年法を 18 歳、19 歳を除外するより、むしろ、若年の成人にも拡大することの方が、社会防衛、防犯や国益に資するという考えはないのか、大臣の見解を伺います。

(法務大臣)

【推知報道の禁止】

本改正案では、18歳、19歳のときに犯した罪によって公判が行われることとなった場合、実名や写真など本人を推定できるような情報を報じることを禁ずる規定が適用されないこととなっています。

この推知報道の禁止は、少年の保護・更生を図るとともに、それが再犯を予防する上からも効果的であるとの考えによるものとされています。

インターネットが発達した現代では、インターネット上に一旦掲載されると、不特定多数の者に容易に知られ得る状態が半永久的に続くこととなり、この推知報道の禁止が持つ意義は更に大きくなっているといえます。

推知報道の禁止が適用除外となることで、一度、報じられた名前や写真はインターネット上に残り続け、就職や住居の賃借など更生を図るために極めて重要なことに直面するたびに、検索によって前科が知られるのではないかと恐れ続けなければならないだけでなく、実際に、就職や住居の賃貸に困難をきたし、社会復帰の妨げとなることもあり得るのです。

この改善更生、社会復帰や再犯防止への影響が大きい推知報道の禁止を適用除外とした理由を伺うとともに、インターネット上に名前や写真が残り続けることにより社会復帰の妨げとなっているとの指摘について、大臣はどのようにお考えなのか、伺います。

(法務大臣)

【ぐ犯】

本改正案では、18歳及び19歳の少年は、ぐ犯として保護処分の対象とならないこととしています。「ぐ犯」を除外する理由を法務大臣に伺います。

この点について、「長年にわたり児童虐待を受けてきた影響から、家出生活の中で性風俗業に関係している女子少年など」いわゆる薬物犯罪や売春などに取り込まれて被害者のような立場にある要保護性の高い18歳、19歳の家庭環境や生育歴に問題がある少年・少女たちに最後の教育の機会を与え、犯罪的な生活から脱却させすくい上げる最後のチャンスを失うのではないかと懸念されています。

このように家庭環境や成育歴に問題がある、あるいは、早期に適切な支援を受けられなかったが故に、性搾取や性暴力にさらされやすい少女が少なくありません。犯罪とすぐ隣り合わせにいる少年少女たちを犯罪的な生活から脱却させるセーフティネットはむしろ拡大すべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

今回の改正によって、問題を抱えた少女たちを支援する契機を一つ失うと言えますが、今後、このような少女を、どのように見つけ出し、どのように支援をしていこうと考えているのか、伺います。

(法務大臣？担当大臣？)

【少年の犯罪の背景】

最近は、いわゆるオレオレ詐欺などの特殊詐欺で、お金を騙しとる相手から、現金を直接受け取る役目をするいわゆる「受け子」で捕まる少年が増えていると聞きます。

また、「持続化給付金」詐欺に多くの大学生が関わっていたことも報道されていたところで

す。これらの少年については、SNSなどで「簡単に金を稼げる方法がある」と誘われ、バイト感覚で詐欺に加担した例などと報じられています。

このような少年たちに対し、大金を手に入れられるからと簡単に飛びついた軽率さを責めることは、簡単です。また、犯した罪は罪として、処罰することも必要かもしれません。

しかし、より重要なのは、このような少年たちの背景に何があるのかという分析ではないでしょうか。

若者の経済的な問題が潜んではいないのでしょうか。大臣の見解を伺います。

(法務大臣？担当大臣？)

【ひとり親家庭】

そもそも、実際に少年法の対象となる子どものほとんどは、家庭環境、育成歴、障害などによって、生きづらさ、困難さを抱えた子どもでもあります。その子ども自身には選びようのない、解決しようのない問題です。

例えば、ひとり親家庭の非行出現率の高さが指摘されています。これには、ひとり親家庭を取り巻く環境に構造的な問題があるのではないかと疑問に思わずにはられません。

この点について、どのように分析をしているのでしょうか。

さらに、重要なのは、その問題点の解消であります。

ひとり親家庭の非行出現率の高さに対して、どのように政策として対応していくのか。これは、まさに政治が解決すべき課題であります。大臣の見解を伺います。

(法務大臣？厚生労働大臣？)

【少年法の位置付け】

少年法の対象となる子どもたちが生きづらさ、困難さを抱えて育ってきたということは、少年法が立ち直りのきっかけになるという意味では、そういう子どもたちの最後のセーフティネットと言えるかもしれません。

先日、虐待や性暴力を受けるなど孤立・困窮した中高生や10代女子を支援する一般社団法人 Colabo に行った時、私に話してきた子は、黒髪で化粧気もなく身だしなみも整っていました。「精神疾患のある親と弟や妹がいて仲が悪くてぐちゃぐちゃで」と、よくきくとその弟や妹は障害のある子どもでした。ダブルケア、トリプルケアのヤングケアラーだったわけです。

ハウスはあってもほっとするホームはない、そういう困難を抱えた環境におかれている少年は犯罪加害者に、少女は性搾取され売春の対象となっても不思議ではありません。

非行や犯罪に行ってしまう前に、何とか支援につなげることが重要ではないでしょうか。

犯罪被害者を出すことなく、犯罪による経済的損失もなく、子ども自身やその人生を傷つけることなく、その前に、支援が必要な子どもをすくい上げ、必要な支援を行っていく。こういう取組が求められているのではないのでしょうか。そのために、何をすべきか、どういう制度を設けるべきか、こういう検討が必要なのではないのでしょうか。

そこで、少年法を単なる刑事政策上の制度だけではなく、困難を抱える子どもや若年層の総合的な政策の中に位置付け、その中で少年法の在り方を検討すべきではないでしょうか。大臣の見解を伺います。

(法務大臣、担当大臣)

【立法事実の不存在】

最後に、改正法案の提出理由にある「社会情勢の変化」とは具体的にどのようなものか、伺います。

選挙権を与えられ民法上成年として契約など社会的な活動ができる権利を与えられたから行動に責任を持つという意味で成人と同じ刑事責任を負うべき、刑事罰を受けることになれば自覚をもつだろう、少年処分は甘いなどの意見がこの「社会情勢の変化」に含まれているのでしょうか。

刑事法は犯罪の予防、防止という目的に照らし刑事政策的な効果について実証的に検討するべきと考えるが、大臣の見解を伺います。

私はソーシャルワーカーとして、少年事件の被害者にも加害者や犯罪に近い距離にある子どもたちにも関わっていました。虐待を受けて育った子どもや施設で育った子どもたち、大人に搾取された子どもたちが多く「何があっても守ってくれる」という大人がいない子どもたちばかりです。

誰も信じられずに生きてきた子どもたちから、「少年院で初めて自分につきあってくれる大人に出会った。」「はじめて信頼できる大人に出会えた」という言葉もよく聞きます。

少年法第1条「健全な育成」を図るという目的がなされている証です。

しかし、その子どもたちは社会に出てから言います。「社会があまりにも冷たくて、壁ばかりで、がんばってもがんばっても前に歩けない」と。

更生し自立できるためのしくみをつくること、そして少年たちが願う「あったかい社会」となる政策や風土をつくることをお約束して、質問を終わります。